

諸税の税歴(1/7)

	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業 年度から適用)
法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税	11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
固定資産税	1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税	10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(2 / 7)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万 家屋 5万 償却資産30万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	
電気税・ガス税	7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	
特別土地保有税	——	——	——	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(3 / 7)

	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人税割	14.5 / 100	同 左	同 左	同 左
法人税	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民税	法人均等割			
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円 軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円 2輪の小型自動車 3,300円 小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左
電気税	5 / 100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス税	3 / 100 (1月1日から5月31日分までは4/100を適用)	3 / 100 (昭和52年1月1日以降の検針分より2/100を適用)	2 / 100	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.2 / 100	同 左	同 左	0.3 / 100

諸税の税歴(4 / 7)

	昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税割	14.5 / 100	14.7 / 100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
法人税	<p>○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 40,000円</p> <p>○その他 13,000円</p>	同 左	<p>○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円</p> <p>○その他 27,000円</p>	<p>○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円</p> <p>○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円</p> <p>○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円</p> <p>○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円</p> <p>○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円</p> <p>○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円</p> <p>○その他 48,000円</p>	同 左
軽自動車税	<p>原動機付自転車 50cc以下 700円 90 " 1,100円 125 " 1,450円</p> <p>軽自動車 2輪のもの 2,200円 3輪のもの 2,850円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,650円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 6,500円</p> <p>2輪の小型自動車 3,650円</p> <p>小型特殊自動車 農業作業用 1,450円 その他 4,300円</p>	同 左	同 左	<p>原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円</p> <p>軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円</p> <p>2輪の小型自動車 4,000円</p> <p>小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円</p>	ミニカー 2,500円 同 左
市たばこ消費税	18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	従価割 14.3 / 100 従量割 1000本につき 350円
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万 家屋 8万 償却資産 100万	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5 / 7)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人税割	法人税割	14.7 / 100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ消費税 (平成元年度より 市たばこ税)	従価割 14.3 / 100 従量割 1,000 本につき 350 円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63 年3月31日までの間、従量割の税率は 1,000 本につき 640 円	1,000 本につき 1,997 円 ただし、旧三級品の紙巻 たばこは、1,000本につき948円	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 15万 家 屋 8万 償却資産 100万	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	
電気税	5 / 100	廃 止	—	—	
ガス税	2 / 100	廃 止	—	—	
特別土地保有税	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左	同 左	保 有 分 1.4 / 100 取 得 分 3 / 100 遊休土地分 1.4 / 100	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	

諸税の税歴(6/7)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度
法人税割		14.7 / 100	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 そ の 他 4,700円	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき1,997円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき948円	1,000本につき2,434円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,155円	1,000本につき2,668円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,266円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万 家屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	

諸税の税歴(7/7)

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～20年度
法人税割	法人税割	14.7 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき 2,668 円 (7月1日から 2,977 円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,412円)	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,266円 (7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは1,000本につき1,564円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度より課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税	—	—	1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	